

せいとしどうきてい 生徒指導規程

くれしりつかわじりしやうがっこう
呉市立川尻小学校

だい しょう そうそく 第1章 総則

もくてき (目的)

だい しょう きてい ほんこう きやういくもくひやう たっせい せいせい じどう じしゆてき じりつてき じやうじつ
第1条 この規程は、本校の教育目標を達成するために制定するものである。児童が、自主的・自律的に充実した
がっこうせいいかつ おく かんてん ひつやう じこう さだ
学校生活を送るといふ観点から必要な事項を定めるものである。

だい しょう がっこうせいいかつ かん 第2章 学校生活に関すること

とうげこう (登下校)

だい しょう とうげこう したく がっこう がっこう したく きやういくかつどう
第2条 登下校とは、自宅から学校、学校から自宅までを教育活動とする。

- 2 交通マナーを守り、決められた通学路を^{つうがくろ}通って登下校する。登校は^{ちいきじどうかい}地域児童会で確認した場所、時間までに集まり、登校班で^{なら}並んで登校する。
- 3 朝は、午前8時15分までに^{あさ}集団登校する。(ただし、8時15分に登校していない場合は、遅刻となる。)
- 4 欠席、遅刻、早退の場合には、必ず8時までに^{ほごしや}保護者が欠席や遅刻、早退の理由を、電話・連絡帳等で学校に連絡する。(ただし、電話連絡は原則7時30分～17時30分までとする)
- 5 登校したら、原則校外には出ない。(忘れ物があっても、家に取りに帰らない。)
- 6 下校は、行事予定表で示した時間に下校する。ただし、事情があり放課後学校に残る場合は、担任が保護者に連絡する。また、その場合は教師が児童について指導する。
- 7 放課後は、教師の指示がある時以外は、校舎内や教室には残らない。
- 8 途中で^{ともだち}友達の家に寄り道をしたりしない。
- 9 1人で帰らず、できる限り^{かき}集団で帰る。

- ・登校していないのに連絡がない場合は、①保護者に連絡し、確認する。
②所在が確認できない場合は、家庭訪問する。
- ・欠席児童に対しては、タブレット等で、学校の状況や諸連絡を伝える。場合によっては家庭訪問を行う。欠席が3日以上続く場合は、家庭訪問を行う。(出席停止は含まない。)
- ・遅刻、欠席が続く場合は、保護者と話し合い、改善または対応を協議する。
- ・家庭訪問は、場合によって複数(2人以上)体制で行う。

ふくそう (服装)

だい しょう こうないがい がくしやうかつどうおよ とうげこう さい PTAが定める規程(児童の服装について)に則った制服を着用する。

- 2 通学服は、制服の上着、^{しやう}カッターシャツ・ブラウス・ポロシャツ(白・長袖)制服スカート、制服半ズボンを着用する。
- 3 名札を左胸につける。
- 4 体操服は、指定の体操服(半袖)、指定のハーフパンツ、赤白帽を着用する。(タイツは履かない)
- 5 下着の色は、白色の無地が好ましく、ポロシャツやカッターシャツの襟からはみ出るハイネック等は着用しない。

- 6 靴下は、色の指定はしないが、華美でないものを履く。ただし、儀式的行事・学習発表会・音楽会等においては白色を履く。
- 7 冬季（11月～3月）については、防寒を目的とし、保護者の判断により次のものの着用も可能とするが、川尻小学校児童にふさわしく、華美にならないよう注意する。
- ①ズボン・・・黒または紺色を基調としたもの。（ジーンズは履かない）
 - ②制服の上着の下にセーター・ベスト（華美でないもの）を着てもよい。（フード付きのものは認めない）
 - ③制服の上着の上に防寒具・・・登下校時のみ着用する。
 - ④ソックスは膝下までの長さのものをはく。
 - ⑤体育の時間では、準備運動まで体操服の上に防寒用の上着を着てもよい。また、ハーフパンツの上にジャージを履いてもよい。ただし、ジャージは体育用として用意したものを履くこと。
- 8 衣替えは、原則6月1日と11月1日とする。
- 9 水着は、紺または黒を基調としたスクール水着とする。水泳帽は、学年指定色のものとする。ゴーグル等の使用については許可制とする。

- ・担任、学年で指導する。
- ・改善されない場合は、学校での指導の旨を保護者に知らせ、理解と協力を得る。

(くつ)

- 第4条 上履きはスクールシューズとし、上履きの先のゴムの色は自由でよい。
- 2 下履きは動きやすい運動靴とする。

(髪型)

- 第5条 学習や生活の妨げになる髪型、及び奇異な髪型はしない。
- 2 髪の長さが肩より長くなる場合は、必ず髪留めやゴムでとめる。
 - 3 髪留めやゴム等は、黒・紺・茶色に限り、リボン等はしない。
 - 4 過度の剃り込みを入れた髪型はしない。パーマ、染色、脱色はしない。

・学習や生活の妨げになる髪型、及び奇異な髪型と判断した場合、保護者と話し合い、改善を指導する。

がくしゅうようぐ
(学習用具)

- 第6条 学習用具は派手にならないようにする。（キーホルダー付きやラメ入り等の派手なものは禁止とする。）
- 2 筆箱には、赤鉛筆・青鉛筆・鉛筆を入れる。鉛筆は、前の日に削っておく。シャープペンシル・ボールペンは禁止とする。ただし、5年生以上は、赤・青ボールペンなら可能である。

ふでばこ
筆箱について

ふでばこ はこがた もの のそ

◎筆箱は、箱形の物が望ましい。
(せいいり
(整理しやすいため)

ふくろがた とだ

◎袋型のものでもよいが、取り出しやすいように、整理しておく。

い などつ


◎ラメ入りやキーホルダー等を付けてはい

けない。

はで き

◎派手にならないように気をつける。

えんぴつ かなら まえ ひ けす
鉛筆は、必ず前の日に削っておく。



なかみ
中味について

えんぴつ あかえんぴつ ほん

◎鉛筆は、赤鉛筆1本、
えんぴつ ほんいじょう い
鉛筆5本以上を入れる。

け い

◎消しゴム、ネームペンも入れる。

きんし

◎シャープペンやボールペンは禁止とする。ただし、5年生以上は
ねんせいじょう
赤・青のボールペンなら使って
つか
もよい。

じょうぎ
定規について

めもり ふぶん とうめい など

◎目盛の部分が透明になっている等、よく
み
見えるものにする。

なが のそ

◎長さは、15cm～20cmのものが望ま
お
しい。(折りたたみのものは、使わない。)

持ち物

第7条 学習に必要なものは持って来ない。

- 2 通学はランドセルを背負って登校することを原則とする。ランドセルに、キーホルダー等の飾りは付けない。
- 3 持って来てはいけないもの（不要物の例）
 - ① シャープペンシル・マスコット・トランプ・カード類等
 - ② 菓子類・ゲーム機・マンガ類・化粧品・装飾具・ライター・携帯電話（スマートフォン）・携帯音楽プレイヤー・刃物・不必要なお金
- 4 すべての持ち物には、名前を書く。
- 5 冬期に乾燥予防のためリップクリーム、ハンドクリームを使用してもよい。

- ・担任、学年で指導する。判断に困る場合は生徒指導主事と連携する。
- ・改善されない場合は、学校での指導の旨を保護者に知らせ、協力を促す。
- ・不要物については、以下のように指導する。
 - 不要物①…指導して、児童に下校時に返す。
 - 不要物②…指導して、保護者に連絡し、保護者に返す。
- ・特別な事情で児童が学校に携帯電話を持ち込むときは、事前に担任を通して学校長の了承をとるようにする。（提出書類あり）また、携帯電話・スマートフォンを持ち込む場合、下校時までには職員室で預かるようにする。

授業

第8条 授業については次の通りとする。

- 2 次の授業の準備をして休憩し、チャイムが鳴り終わるまでに着席する。
- 3 授業の始まり・終わりには、大きな声で挨拶をする。
- 4 姿勢正しく座り、先生の話や友達の話をしっかり聞く。
- 5 教室を移動するときは、並んで静かに移動する。
- 6 廊下・階段は、右側を静かに歩く。
- 7 遅刻・早退及び体育の授業の見学をする時等は、保護者が担任に連絡をする。
- 8 学校内の施設・設備・公共物（机やロッカー等）は大切に扱う。故意に破損させた場合は、状況に応じて弁償を求める。

休憩時間

第9条 遊び方については次の通りを行う。

- 2 天気の良い日は、なるべく運動場で遊ぶ。
- 3 学級園、車が停まっている所、下足場前のコンクリート場所では遊ばない。
- 4 雨の日は、教室や図書室で本を読む等して静かに過ごす。
- 5 休憩時間は、各教室にある、決められたボールやなわとびを使って遊ぶ。
- 6 体育倉庫の中の物は、授業以外では使わない。
- 7 ケガにつながる危険な遊びはしない。（フランクの二人乗り・立ち乗り、木登り、遊具の上でのボール遊び等）
- 8 無断で職員室に入らない。

きゅうしょく
(給食)

第10条 給食指導については次の通り行う。

- 2 手洗いを完全に実施する。
- 3 給食当番は、エプロン・マスク・帽子をきちんと身につけて準備する。
- 4 食前は、読書→手洗い→セルフ→待つ、食後は、片付け→歯みがき→着席を行う。
- 5 食事のマナーを守り、感謝の気持ちをもって食べる。
- 6 給食で残ったものは持って帰らない。
- 7 給食準備、後片づけの仕方については、学校のルールを守って行う。

そうじ
(掃除)

第11条 掃除については次の通り行う。

- 2 黙って、時間いっぱい、隅々まで、みんなで協力して掃除を行う。
- 3 使った道具は、きれいにして元の場所に戻す。

だい しょう こうがい せいかつ かん
第3章 校外の生活に関すること

こうがいせいいかつ
(校外生活)

第12条 校外での生活の心得については、次のことを指導する。

- 2 低学年は夜9時、中学年は夜9時半、高学年は夜10時までには寝て、朝6時30分までには起きることを目標とする。
- 3 休日は、午前10時までは、家で過ごす。(遊びに出ない。)
- 4 学校から早く下校する時は、15時までは家で過ごす。
- 5 外出(遊びに出る)の場合は、行き先、帰宅時刻を家族に伝える。
- 6 学校へ遊びに来た時は、物を食べたり、飲んだりしない。
- 7 帰宅時刻は、午後5時とし、5時までには家に帰る。
- 8 犯罪被害を防ぐため、子どもだけによる校区外への外出、夜間外出、無断外泊は禁止する。
- 9 カラオケボックス、ゲームセンター、ボーリング場、飲食店、大型スーパー等へ行く場合は保護者同伴とする。(保護者同伴の場合でも午後10時からは入らない。)
- 10 子どもだけで海水浴や釣り等川遊びをしない。
- 11 子どもだけで花火をしたり、ライターやマッチで遊んだりしない。
- 12 道路や線路及び踏切で遊ばない。
 - 線路内に立ち止まらず、すみやかに通行する。
 - 警笛が鳴り、しゃ断機が降りてきたら、絶対に渡らない。
 - 道路や線路で石を蹴ったり、石を置いたり等、通行の邪魔をしない。
- 13 お金の使い方に気をつける。
- 14 お金や物の貸し借りをしたり、おごったりおごってもらったりしない。
- 15 「いかのおすし」を守り、不審者にあつた時は、家の人・警察・学校に知らせる。
「いかのおすし」とは、「ついていけない」「知らない人の車に乗らない」「大声を出す」「すぐ逃げろ」「知らせる」
携帯電話やスマートフォン、通信機器(パソコン、タブレット、ゲーム機等)は、ルールを守って使う。
 - 携帯やスマートフォン・通信ゲーム等は、家庭で「きまり」を作って使用する。
 - 知らない人には通信しない。

- 相手を傷つける言葉を書き込まない。
- 写真や動画は送らない。
- 時間を決めて使用する。
- 必要のない情報は見ない。

- 担任、学年で指導する。
- 改善されない場合は、学校での指導の旨を保護者に知らせ、ともに指導する。
- 発生事案によっては、警察、呉市教育委員会、PTA、地域等との連携を図る。

自転車

第13条 自転車は、交通ルールを守って、安全に運転する。

- 2 自転車点検を行い、整備した自転車に乗る。
- 3 スピードを出しすぎない。
- 4 左右を必ず確認して、道路を渡る。
- 5 交差点や大きい道路に出る時は、飛び出さない。「ストップ・ザ・マーク」では、必ず止まり、左右を確認する。
- 6 国道では、自転車に乗らない。
- 7 自転車に乗る時は、原則ヘルメットを着用する。
- 8 小学校に自転車で来た場合は、体育倉庫横に自転車を止める。運動場に自転車を乗り入れない。

法律にふれる行為

第14条 喫煙（たばこ）・飲酒・万引き、線路の置き石等、法律にふれる行為は絶対にしてはいけない。

- 担任、学年で事実確認を行い、保護者に連絡し、今後について連携する。
- 「特別な指導」を行い、よりよい学校生活を送ることができるよう指導をする。
- 発生事案によっては、警察、呉市教育委員会、PTA、地域等との連携を図る。

その他

第15条 原則、保護者の責任のもと、行動をとる。

※ 第4, 6, 8, 9, 10, 11, 13条においては、第3条と同じ対応を行う。

第3章 特別な指導に関すること

(問題行動への特別な指導)

第16条 次の問題行動を起こした児童に対して、教育上必要と認められる場合は、保護者と連携を図り特別な指導を行う。

(1) 法令・法規に違反する行為

- ① 窃盗・万引き
- ② 暴力・威圧・強要行為
- ③ 建造物・器物損壊
- ④ 飲酒・喫煙
- ⑤ その他法令・法規に違反する行為

(2) 本校のきまり等に 従わない行為

- ① いじめ
- ② 指導に 従わない等の指導無視や暴言、授業妨害をする行為等
- ③ その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

(反省指導)

第17条 特別な指導のうち、反省指導は、次の通りとする。期間は、概ね1時間から5日間とする。ただし、問題行動の程度や繰り返し等により指導期間を変更することがある。

(1) 説諭

- (2) 学校反省指導(別室(和室等)反省指導・授業観察指導・奉仕活動等)
指導については、別室で担任、生徒指導主事、管理職等が組織的に行う。

(反省指導の実施)

第18条 反省指導の実施は、原則として学校内での反省とする。

(特別な指導を実施するにあたって)

第19条 特別な指導は、児童が自ら起こした問題行動を反省させ、よりよい学校生活を送り、人格の形成を行うためのものである。この観点から、実施にあたっては次の事項について明確にする。

- (1) 特別な指導のねらいや期間、指導計画を明確にし、児童・保護者・教職員に伝える。
- (2) 特別な指導は、学校体制として取り組み、事実の確認、反省(振り返り)、再発防止の為の具体的な約束や展望を持たせる。
- (3) 特別な指導を実施するにあたっては、十分な事実確認を行い、指導記録を残す。
- (4) 法令・法規に違反する行為、本校のきまり等に 従わない行為を繰り返す場合は、市教委・警察・こども家庭センター等の関係機関と連携をとる。
- (5) 反省指導は、目的を明確にして短期間で 行う。また、児童の発達の段階を考慮して効果的に 行う

(規程の周知)

第20条 児童に対しては、この規程を説明し、指導の徹底を図る。保護者に対しては、入学説明会、PTA総会、懇談会等で直接配布の上、説明を行ったり、ホームページで公開したりして、周知を図る。また、必要に応じて家庭訪問を行う。

付則 この規程は、令和5年4月1日より施行する。